

## サービス統計研究会（第6回）結果概要

1 日 時 平成 18 年 2 月 15 日（水）10：00～12：10

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

### 3 議 題

- (1) 試験調査について
- (2) 新たな動態統計調査について
- (3) その他

### 4 出席者

- 【有識者】 竹内座長、引頭委員、清水委員、菅委員、外川委員、舟岡委員  
【行政機関等】 内閣府、経済産業省、東京都、統計センター  
【統計局】 統計調査部長、調査企画課長、経済統計課長、事業所・企業統計室長

### 5 結果概要

前回の研究会の結果概要について事務局から説明後、試験調査の考え方及び新たな動態統計調査の概要について議論が行われた。

その主な内容については、以下のとおり。

#### 試験調査の考え方について

##### 主な検証事項について

- ・ 調査票の回収期間・督促事務量の計測、四半期データの推計誤差、標本切替えに伴う誤差の推計については、数か月間継続して調査することが必要。
- ・ 毎月の売上高の把握可能性の検証についても、月次売上高は仮決算した後にリバイスする事例があることから、数ヶ月間継続して調査することが必要。
- ・ 産業別に調査単位（事業所単位又は企業単位）をどうするか検証すべき。また、規模別に調査票を分ける可能性についても検証が必要。
- ・ 十分な回収率を確保する観点からも、すべて郵送調査とするのではなく、調査員調査の活用は必要。

##### 母集団情報について

- ・ 事業所・企業統計調査の名簿をそのまま母集団情報として利用することの有効性・信頼性について検証すべき。調査対象となった企業から傘下事業所の名称及び業種などを把握することも、名簿情報に係る検証と言えるのではないか。
- ・ 事業所・企業統計調査で把握困難な事業所の状況を試験調査で把握・検証することは、行政記録の活用なしには困難。それを本調査の設計にどう活用するのかも不明。

- ・ 経済センサスの創設により、事業所・企業の名簿情報についてはかなりの改善が期待できるが、個人経営の事業所の部分は改善は見込めず、税務データが利用可能にならない限り、完全な名簿情報の整備は困難。
- ・ 名簿の更新については、他の各種調査でも数年前の名簿情報を基に調査・推計を行っており、今回の動態統計の整備に当たって、随時、名簿情報の更新を行うことは非現実的。
- ・ 地域、業種、経営者、会社組織などの変更に伴い、事業所の廃業・新設と移転をどう捉えるかについて、経済統計全体で共通の定義付けが必要ではないか。

#### 新たな動態統計調査について

##### 調査対象事業所について

- ・ 統計の単位は事業所とするが、一方、企業でしか把握できない業種もあり、企業から各事業所の情報を把握する業種もある。
- ・ 運輸業など、企業単位でしか把握できない産業について、企業ヒアリング等で検証することが必要。
- ・ 企業を調査単位とする場合、傘下のサービス業事業所ごとに情報を捉えるのか、主要な活動ごとに情報を捉えるのか整理すべき。
- ・ 第三次産業分野に係る動態統計という枠の中で、新たな動態統計調査と既存の統計調査が別個のものとして存在するのではなく、整合性を図ってその枠の中に組み込まれることが必要。

##### 集計事項について

- ・ サービス産業の地域動向を明らかにするニーズは大きいことから、大分類レベルで都道府県単位による表章を行うことができないか。
- ・ 都道府県別表章のためには、かなりの規模の標本数が必要であり、労働力調査の例も考慮すれば、その実現可能性については疑問。むしろ、県域を超えて活動しているケースも多く、地域ブロック単位での表章が適当ではないか。

##### 売上高の概念について

- ・ 月次調査で商品等の引渡しやサービスの提供の時点で捉える場合、価格未決定、事後の値引きなどのケースの取扱いが問題。
- ・ 売上高として実際に記入された金額が何かについて、試験調査で検証すべき。
- ・ サービス産業の規模を捉えるためには、二重計上の問題もあるが、委託販売における販売手数料を除かずに売上高全体を把握すると良いのではないか。
- ・ 委託販売については、委託手数料を控除した額を売上高として計上することが企業会計上適当か否か、また、控除した額を計上できるか試験調査等で検証すべき。
- ・ 農業協同組合や事業協同組合では、保険業務が共済事業としてかなりの規模で行われており、その場合の売上高の定義の整理が必要。

#### その他

- ・ 次回の研究会は、3月7日（火）に開催し、新たな動態統計の枠組みについて議論を行う。